

議案第16号

君津市神門コミュニティセンターの指定管理者の指定について

君津市神門コミュニティセンターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市神門コミュニティセンター
- 2 施設の位置 君津市人見1462番41
- 3 指定管理者 千葉県君津市人見1462番地41
神門地域コミュニティ活動推進委員会
会長 平野清
- 4 指定期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

平成28年2月22日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

君津市神門コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 神門地域コミュニティ活動推進委員会
- 2 代 表 者 会長 平野清
- 3 所 在 地 千葉県君津市人見1462番地41
- 4 設 立 日 昭和58年4月1日
- 5 目 的 等 市民相互の親睦、交流と地域コミュニティ活動を推進し、地域住民の連帯意識の向上と活力ある地域づくりを進めることを目的とする。
目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
(1) 神門地域のコミュニティ活動の推進に関すること。
(2) 神門地域の福祉、文化、教育活動の振興に関すること。
(3) コミュニティセンターの管理運営に関すること。（「指定管理者」として指定を受けた場合。）
(4) その他本会の目的達成に必要な事業。
- 6 構 成 員 委員43人